

事業者指定申請について

(訪問看護・介護予防訪問看護)

病院・診療所等はこの案内による指定申請は不要です。

病院・診療所等は健康保険法の規定により、保険医療機関の指定があった際に介護保険法上の訪問看護・介護予防訪問看護の指定があったとみなされます。

（書類作成の留意事項）

添付書類については、**A4 サイズ**（日本工業規格 A 列 4 番）としてください。枚数があるものは、袋綴じや糊付けは行わずにホッチキス等によりまとめてください。

A4 サイズより大きなものは、A4 に縮小してサイズを合わせてください。ただし、縮小により内容が判別できないものは、等倍または拡大して A3 サイズとして下さい。

提出した書類は本市において保管するため、事業所においても写し等控えを適切に管理してください。控えは提出書類の補正を行う際に必要です。

目 次

1 指定申請にあたって.....	1
2 指定を受けるための要件について.....	1
3 人員及び設備に関する基準について.....	2
4 指定申請に必要な書類と作成方法.....	4
○ 申請書等の記入例等.....	8
5 訪問看護事業者の申請に必要な書類一覧（チェックリスト）.....	22

(担当課) 堺市 長寿社会部 介護事業者課

所在地：堺市堺区南瓦町3番1号 本館8階

連絡先：(電話) 072-228-7348 (FAX) 072-228-7481

1 指定申請にあたって

居宅サービス事業・介護予防サービス事業を実施するためには、人員及び設備の基準を満たしていることはもちろんのことですが、運営に関する基準に従って事業運営を実施できることが条件となります。

指定申請を行う前に必ず運営に関する基準をお読みいただき、基準どおり事業の実施が可能かどうかご判断の上、申請を行ってください。

2 指定を受けるための要件について

指定は、サービスの種類及び事業を実施する所在地ごとに受けなければなりません。また指定を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

① 法人であること。

登記の目的欄に当該事業に関する記載のあること。

○株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合

例 1)

訪問看護を行う場合：介護保険法に基づく訪問看護事業

介護予防訪問看護を行う場合：介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業

例 2)

訪問看護を行う場合：介護保険法に基づく居宅サービス事業

介護予防訪問看護を行う場合：介護保険法に基づく介護予防サービス事業

記載がない場合は、あらかじめ登記の変更手続きを完了させておいてください。

○医療法人、社会福祉法人等の所轄・監督官庁のある法人（特定非営利活動法人を除く。）の場合
定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、必ず所轄・監督官庁に相談の上、指定申請をするまでに手続きを完了させておいてください。また、あわせて登記の変更手続きについても、完了させておいてください。

② 事業所従業員の知識及び技能並びに人員が、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年条例第 58 号）（以下「堺市基準条例」と言う。）に定める基準及び員数を満たしていること。

③ 事業所の設備が、堺市基準条例に定める基準を満たしていること。

④ 堺市基準条例に従って適正な事業の運営ができること。

※②③④について

堺市基準条例は以下の厚生労働省が定める基準を引用していますので、併せて確認してください。

・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）

・「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号）

※条例・基準関係については、堺市のホームページ上から確認ができます。

「堺市トップページ」（<http://www.city.sakai.lg.jp/>）⇒「健康・福祉」⇒「福祉・介護」⇒「高齢者福祉」⇒「事業者向け情報」⇒「介護事業」内の“1. 条例・基準関係”

⑤ 訪問看護と介護予防訪問看護を同時に行う場合

訪問看護と介護予防訪問看護は同一事業所で同時に事業を実施することができます。

この場合、介護予防訪問看護の人員基準、設備基準を満たしていれば、訪問看護の人員基準、設備基

準を満たしたものとします。

⑥ 事業所名称について

介護サービスと対をなす介護予防サービスでは同一名称に統一し申請してください。

また、既に他法人で指定を受け使用されている名称は付けることが出来ない場合がありますので、事前にインターネット等で確認し申請してください。

⑦ 事業者の所在地が市街化調整区域・工業専用地域の場合、指定申請は受付できません。

インターネット上（堺市 e-地図帳）で市街化調整区域・工業専用地域の確認ができます。

<http://e-map.city.sakai.lg.jp/>（「都市計画情報」から検索）

判断が困難な場合は都市計画課で確認してください。

⑧ 介護保険法以外にも設備や人員に係る各種関係法令を遵守していること。

・建築基準法及び消防法について

適法な物件であるか建築確認担当課及び所轄消防署へ事前に相談し、必要に応じて検査を受けるなど担当者の指示に従ってください。

違法であることが判明した場合は、関係課との連携のもと指示（廃止・休止・移転）に従ってもらふこととなります。

・労働基準関係法令について

労働基準関係法令に基づき必要な項目（労働条件・就業規則、労働時間・休息・休日・整備すべき休暇、賃金、労働者名簿、賃金台帳、安全衛生、労働保険 等）について、労働基準監督署の指示に従い整備をしてください。

雇用トラブルに発展するだけでなく、介護保険上の人員基準に抵触する可能性もありますので、ご注意ください。

3 人員及び設備に関する基準について

(1) 人員に関する基準（指定訪問看護ステーション）

職種	資格要件	配置基準
管理者	・保健師、看護師 ・医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者 ・保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しない者	専らその職務に従事する ^(注1) 常勤 ^(注2) の者1名
看護職員	保健師、看護師、准看護師	常勤換算方法 ^(注3) で2.5以上（うち、1名は常勤のこと）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護を実施する場合に配置）	実情に応じた適当数

(注1)「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

(注2)「常勤」とは、雇用形態に関わらず、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所とし

て整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことが可能です。

(注 3)「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤従業者が勤務すべき時間（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことが可能です。

(2) 設備に関する基準（指定訪問看護ステーション）

設備	内容
事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室	・事務室 鍵付書庫、職員用事務机、通信設備、その他必要な備品が収容できる広さを確保すること ・相談室 遮へい物の設置等により相談者のプライバシー及び相談内容が漏えいしないよう配慮したものであること
必要な設備・備品	・訪問看護の提供に必要な設備、備品 ・感染症予防に必要な設備、備品

(3) 訪問看護と介護予防訪問看護を同時に行う場合

訪問看護と介護予防訪問看護を同一事業所で同時に事業を実施することができます。

この場合、介護予防訪問看護の人員基準、設備基準を満たしていれば、訪問看護の人員基準、設備基準を満たしたものとします。

(4) 訪問看護ステーションの出張所を設置する場合

① 人員基準

訪問看護ステーション（以下「主たる事業所」という。）及び出張所の全体で人員基準を満たしていれば、人員基準を満たしたものとします。

② 設備基準

設備	内容
事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室	・事務室 職員、設備備品が収容できる広さを確保すること
必要な設備・備品	・訪問看護の提供に必要な設備、備品 ・感染症予防に必要な設備、備品

※ 主たる事業所においては、単独で (2) 設備に関する基準（指定訪問看護ステーション）を満たすことが必要。

③ 運営上の留意事項

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11.9.17 老企第 25 号）」第 2 総論より

1 事業所指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なおこの取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

(補足)

加算届に関する留意点

a ターミナルケア加算

主たる事業所、出張所双方の全体で、加算の有無を判断する。

「1 人の利用者に対し、1 か所の事業所に限り算定できる。」は、主たる事業所、出張所を通じて1事業所とみなす。

b サービス提供体制強化加算

主たる事業所、出張所双方の全体で、加算の有無を判断する。

c 緊急時訪問看護加算／特別管理体制加算

「1 人の利用者に対し、1 か所の事業所に限り算定できる。」は主たる事業所、出張所を通じて1事業所とみなす。

- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

④ 訪問看護ステーションの出張所の名称について

出張所の名称については、訪問看護ステーションの事業所名の後ろに出張所名をつなげるなど、主たる事務所との関係が分かる名称を付けてください。

(例) ○○訪問看護ステーション △△△出張所

4 指定申請に必要な書類と作成方法

(1) 申請書類作成にあたっての留意事項

申請書類の大きさは、特段に定めがない限り、A4 サイズ（日本工業規格A列4番）としてください。

(2) 申請に必要な書類の説明

① 指定（許可）申請書（別紙様式第一号（一））

記入例（8 頁）をご参照ください。

② 訪問看護事業者・介護予防訪問看護事業所の指定等に係る記載事項（付表第一号（三））

記入例（9 頁）をご参照ください。

【出張所を設置する場合】

訪問看護・介護予防訪問看護事業を事業所以外の場所で一部実施する場合の記載事項（付表第一号（三））

記入例（9 頁）をご参照ください。

③ 添付書類

ア 申請者の登記事項証明書又は条例等の写し等

※	提出書類	様式等	説 明
☐	法人登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (写し可)		・申請に係る事業を実施する旨の記載があることが必要です。 ・発行日から3ヶ月以内のものに限ります。

イ 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類

※	提出書類	様式等	説 明
☐	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式 1-1	・管理者及び従業員全員の毎日の勤務時間数(4週間分)を記載してください。 ・職種は、管理者、訪問看護師、その他(理学療法士等)に区分して記載してください。 ・常勤換算は、管理者・理学療法士等の勤務時間数は除き、訪問看護師としての勤務延時間数により換算してください。 (10頁参照)
☐	社会保険等加入状況確認票	別紙1	・社会保険等の加入状況及び事業所情報等を記載してください。(11頁参照)
☐	訪問看護師の資格を証明するものの写し		・資格証等の写しを「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した氏名の順に並べて提出してください。

ウ 事業所の管理者の免許証の写し

※	提出書類	様式等	説 明
☐	管理者の免許証の写し		・免許証の写しを添付してください。

エ 事業所の平面図

※	提出書類	様式等	説 明
☐	平面図	参考様式3	・当該事業に使用する箇所(事務室、相談室、手指洗浄の場としての洗面所等)のレイアウト及び各部屋の面積がわかるように作成してください。(12頁参照)
☐	写真 (カラー写真に限る。)		・事業所の外観(入口等が利用者にとってわかりやすいもの)及び上記平面図で示した箇所の内部の広さや設備・備品等の配置状況がわかる写真をA4の台紙に貼付するとともに、上記平面図に撮影方向を明示した上で添付してください。(12頁参照)
☐	案内図		・最寄駅から事業所までの案内図を作成してください。(事業所名も要記載) ・パンフレット等を作成している場合は、それを添付していただいても結構です。

オ 運営規程

※	提出書類	様式等	説 明
☐	運営規程	参考資料	・以下の内容を具体的に記載した運営規程を作成してください。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業員の職種、員数及び職務の内容

			③営業日及び営業時間 申し込みや相談受付が可能な日・時間を記載してください。また、年間の休日も記載してください。 ④指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 市町村（政令市にあつては区）単位での設定を基本とします。同一市区町村内で詳細に定める場合は、客観的にわかるように定めてください ⑥業務継続計画の策定等 ⑦衛生管理等 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨苦情処理体制 ⑩個人情報保護に係る事項 ⑪虐待防止に関する事項 ⑫その他運営に関する重要事項 【出張所を設置する場合】 主たる事業所の運営規程の中に次の事項を定めて一体的に作成してください。 ①出張所の名称、所在地 ②実施地域 (13 頁～18 頁参照)
--	--	--	--

カ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類

※	提出書類	様式等	説 明
☐	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式 6	・次の事項について、具体的に記載してください。 ①利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口・担当者の設置（担当者名や連絡先） ②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 ③その他参考事項 (19 頁参照)

キ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項を記載した書類（介護予防サービスの場合は、介護予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類）

※	提出書類	様式等	説 明
☐	介護給付費（第 1 号事業給付費）算定に係る体制等に関する届出書	別紙 2	・異動等の区分欄の「1. 新規」に○を記入し、異動年月日には指定予定年月日を記載してください。 ・実施事業欄には今回申請を行うサービスに○を記入してください。 ・介護保険事業所番号欄及び特記事項欄は記載不要です。
☐	介護給付費算定に係る体制等状況一覧	参考様式 8 訪看	・全ての項目について該当するものに☑をしてください。 ・加算を算定する場合は、当該加算の届出に必要な書類も添付してください。

ク 誓約書

※	提出書類	様式等	説 明
☐	誓約書	参考様式 9-1	・「居宅サービス事業所」（介護予防訪問看護を申請する場合は併せて「介護予防サービス事業所」）に☑をし、申請者欄に法人名等を記載してください。

ケ 業務管理体制の届出

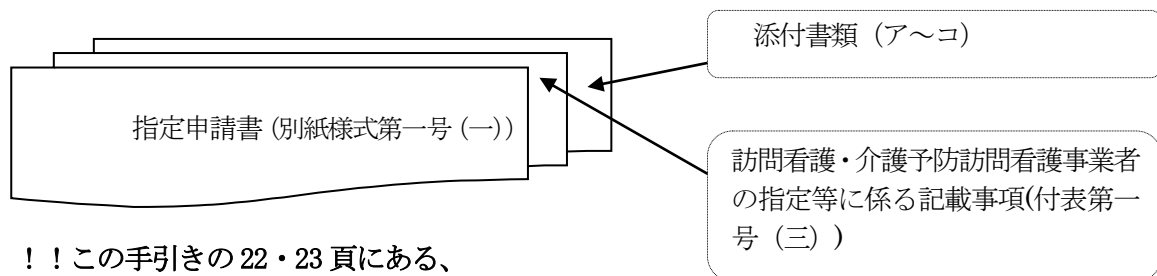
※	提出書類	様式等	説 明
☐	業務管理体制の整備 又は区分の変更に係る届出書	第1号様式	・法人単位で提出が必要です。未提出であって提出先が堺市である場合は、20・21頁参照のうえ指定申請と同時に届け出てください。提出先が異なる場合は事業開始までに各所管庁へ届け出てください。

コ 出張所に関する書類

※	提出書類	様式等	説 明
☐	位置図		・当該出張所の場所が特定できるもの（地図）を作成してください。
☐	平面図		5 頁エ欄のとおり
☐	写真		
☐	出張所設置に係る誓約書	参考様式 9-9	・申請者欄に法人名等を記載してください。
☐	介護給付費算定に係る体制等状況一覧	参考様式 8 訪問サテライト	・主たる事業所における訪問看護の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧」と同内容となります。

(3) 申請書類の提出方法

提出に際しては、下記の順番に綴って提出してください。



！！この手引きの22・23頁にある、
申請に必要な書類一覧（チェックリスト）
も併せて提出してください。

- ※1 書類の提出の前に22・23頁「訪問看護・介護予防訪問看護事業者の申請に必要な書類一覧（チェックリスト）」により漏れがないか確認の上、チェックリストも併せてご提出ください。
- ※2 訪問看護・介護予防訪問看護事業を同時に申請する場合は、提出用書類は1部でかまいません。
- ※3 すでに訪問看護（介護予防訪問看護）の指定を受けている事業所が、新たに介護予防訪問看護（訪問看護）の指定を受ける場合は、既に提出している事項について変更がないときは、下記の書類をご提出ください。
- ① 指定等申請書（別紙様式第一号 (一)）
 - ② 訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定等に係る記載事項（付表第一号 (三)）
 - ③ 履歴事項全部証明書の写し
 - ④ 運営規程
 - ⑤ 介護給付費（第1号事業給付費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
 - ⑥ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（参考様式8 訪問）
 - ⑦ 誓約書（参考様式9-1）
- ※4 提出の際には、申請者控えを1部ご用意ください。

指定居宅サービス事業所
介護保険施設
指定介護予防サービス事業所

指定(許可)申請書

令和〇年 〇 月 〇 日

堺市長様

所在地 堺市〇区〇町一丁2番3号 〇ビル301号

申請者 名称 株式会社 ××××

代表者職名・氏名 代表取締役 堺 太郎

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、
関係書類を添えて申請します。

法人登記事項証明書上の法人名称、所在地、代表者職名・氏名、住所(住所の表記)は法人登記事項証明書の記載通りに記載してください

申請者	フリガナ	カブシキガイシャ ××××						法人番号
	名称	株式会社 ××××						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 5xx - xxxx) 大阪 都道堺市〇 市〇区〇町四丁5番6号						
	連絡先	電話番号	072-×××-×××(内線)			FAX番号	072-×××-××××	
	法人等の種類	営利法人						
代表者(開設者)の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役		フリガナ	サカイ タロウ	生年月日	昭和〇年〇月〇日	
	氏名		堺 太郎					
代表者(開設者)の住所	(郵便番号 500 - ××××) 大阪 都道堺市〇 市〇区〇町二丁3番4号							
法人の吸収合併又は吸収分割における指定(許可)申請時に☑ ☐								
指定(許可)を受けようとする事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類		共生型サービス申請時に☑	指定(許可)申請対象事業等(該当事業に〇)	既に指定(許可)を受けている事業等(該当事業に〇)	指定(許可)申請をする事業等の開始予定年月日	様式	
	訪問介護		☐				付表第一号(一)	
	訪問入浴介護						付表第一号(二)	
	訪問看護			〇		R××.××.××	付表第一号(三)	
	訪問リハビリテーション							
	居宅療養管理指導							
	通所介護		☐					
	通所リハビリテーション							
	短期入所生活介護		☐				付表第一号(八)(九)(十)	
	短期入所療養介護						付表第一号(十一)	
	特定施設入居者生活介護						付表第一号(十二)	
	福祉用具貸与				〇		付表第一号(十三)	
	特定福祉用具販売						付表第一号(十四)	
	介護老人福祉施設						付表第一号(十五)	
	介護老人保健施設						付表第一号(十六)	
	介護医療院						付表第一号(十七)	
	介護予防訪問入浴介護						付表第一号(二)	
	介護予防訪問看護						付表第一号(三)	
	介護予防訪問リハビリテーション						付表第一号(四)	
	介護予防居宅療養管理指導						付表第一号(五)	
介護予防通所リハビリテーション						付表第一号(七)		
介護予防短期入所生活介護						付表第一号(八)(九)(十)		
介護予防短期入所療養介護						付表第一号(十一)		
介護予防特定施設入居者生活介護						付表第一号(十二)		
介護予防福祉用具貸与								
特定介護予防福祉用具販売								
介護保険事業所番号				(既に指定又は許可)				
医療機関コード等				(保険医療機関として指定を受けている場合)				
担当者				連絡先				

同一所在地で既に指定を受けている事業とこれから申請する事業をそれぞれ記載。

同一所在地で既に指定を受けている事業所がある場合は、当該事業所の事業所番号を記載。

申請内容の問い合わせの際、連絡のつく電話番号を記載してください。

付表第一号(三) 訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定等に係る記載事項

住居表示のとおりとし、区、町、丁、番、号、ビル名を正確に記載してください

事業所	法人番号									
	フリガナ	マルバツホウモンカンゴステーション								
	名 称	〇×訪問看護ステーション								
	所在地	(郵便番号 5XX - XXXX) 大阪 都 道 堺市堺 市 区 〇〇町四丁5番6号 府 県 町 村								
	連絡先	電話番号	072-×××-×××× (内線)				FAX番号	072-×××-××××		
	Email	〇〇@sakai.lg.jp								
事業所種別		☐ 病院 ☐ 診療所 ☒ 訪問看護ステーション								
管理者	フリガナ	サカイ ハナコ		住所	(郵便番号 5XX - XXXX)					
	氏 名	堺 花子			堺市〇区〇〇町七丁8番9号					
	生年月日	昭和△年△月△日								
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)		看護職員							
	他の事業所、施設等の職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地		兼務の場合のみ記載						
		兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等								
利用者の推定数		〇〇 人								
〇人員に関する基準の確認に必要な事項 (勤務形態一覧表の「勤務形態」欄と一致するように記載してください。)										
従業者の職種・員数		看護師		保健師		准看護師		理学・作業療法士、言語聴覚士		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
		常 勤(人)	2	1						
		非常勤(人)	2							
※常勤換算後の人数(人)		4								
添付書類		別添のとおり								

(訪問看護・介護予防訪問看護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ	〇〇ホウモンカンゴステーション △シュツチョウシヨ							
	名 称	〇〇訪問看護ステーション△出張所							
	所在地	(郵便番号 5XX - XXXX) 大阪 都 道 堺市堺 市 区 〇〇町一丁2番3号 府 県 町 村							
	連絡先	電話番号	072-×××-×××× (内線)				FAX番号	072-×××-××××	
	Email	〇〇@sakai.lg.jp							

連絡先は当該出張所のものを書いてください。ただし、利用者に示す事業所の連絡先は本体事業所となります。

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
 - 2 ※欄は、訪問看護ステーションの場合のみ記入してください。
 - 3 病院又は診療所が行うものについては、法第71条第1項の規定により指定があったものとみなされるので、本申請の必要はありません。
 - 4 管理者の兼務の状況については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
 - 5 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する従業者も含めて記載してください。

(参考様式1-1)

【記入例】

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (× 年 ×月分)

事業開始月で
作成してくだ
さい。

サービス種類 (訪問看護・介護予防訪問看護)
事業所名 (○×訪問看護ステーション)

職 種	勤務 形態	資 格	氏 名 (※→)	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4週の 合計	週平 均の 勤務 時間	常勤 換算 後の 人数
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
				日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
管理者	A	看護師	〇〇 〇〇		8a	8a	8a	8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a		160	40	
看護職員	A	看護師	〇× 〇×		8a	8a	8a	8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a		160	40	
看護職員	A	准看護師	〇△ □□		8a	8a	8a	8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a		160	40	
看護職員	C	准看護師	×× ××		4b	4b	4b	4b	4b			4b	4b	4b	4b	4b			4b	4b	4b	4b	4b			4b	4b	4b	4b	4b		80	20	
看護職員	C	看護師	△△ △		6c	4b		6c	4b			6c	4b		6c	4b			6c	4b		6c	4b			6c	4b		6c	4b		80	20	
看護職員	C	看護師	×× ×○			4b		4b					4b	6c	4b				4b		4b						4b	6c	4b			44	11	
																																131	3.2	
(備 考) a : 常勤の勤務時間 9:00-18:00 (うち1時間休憩) 8時間勤務 b : 14:00-18:00 4時間勤務 c : 10:00-16:00 6時間勤務																																		

看護職員の資
格を記入して
ください

◎常勤換算
40 + 40 + 20 + 20 +
11 = 131.0
131 ÷ 40 = 3.27

備考1 * 欄には、当該月の曜日を記入してください。

2 申請する事業に係る従業者全員（管理者を含む。）について、4週間分の勤務時間数を記入してください。

勤務時間に他の業務に従事する時間がある場合は、分母に1日の勤務時間、分子に当該業務に従事する時間を記入してください。

(例：7時間勤務のうち4時間当該業務に従事する場合 「4/7」)

3 職種ごとに勤務形態の区分の順にまとめて記載してください。 勤務形態の区分 A：常勤で専従 B：常勤で兼務 C：常勤以外で専従 D：常勤以外で兼務

4 常勤換算が必要な職種（訪問入浴、居宅介護支援及び担い手登録型訪問サービスは不要）は、「週平均の勤務時間」を合計し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。

5 算出にあたっては、小数点第2位以下を切り捨ててください。

貴事業所の現状等について、下記の項目に回答してください。

I. 現在、厚生年金保険・健康保険に加入していますか。

(該当する番号に○を付してください。また、必要事項をご記入ください。)

法人は対象外です

Ⅱ. 現在、労働者災害補償保険・雇用保険に加入していますか。

(該当する番号に○を付してください。また、必要事項をご記入ください。)

法人名ではなく、事業所名称・所在地を記載してください。

回答年月日 令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

事業所名称 ○×訪問看護ステーション

事業所所在地 堺市〇区〇〇町〇丁〇〇番〇号

会社等法人番号 〇〇〇〇〇

担当者名 ○× ○△

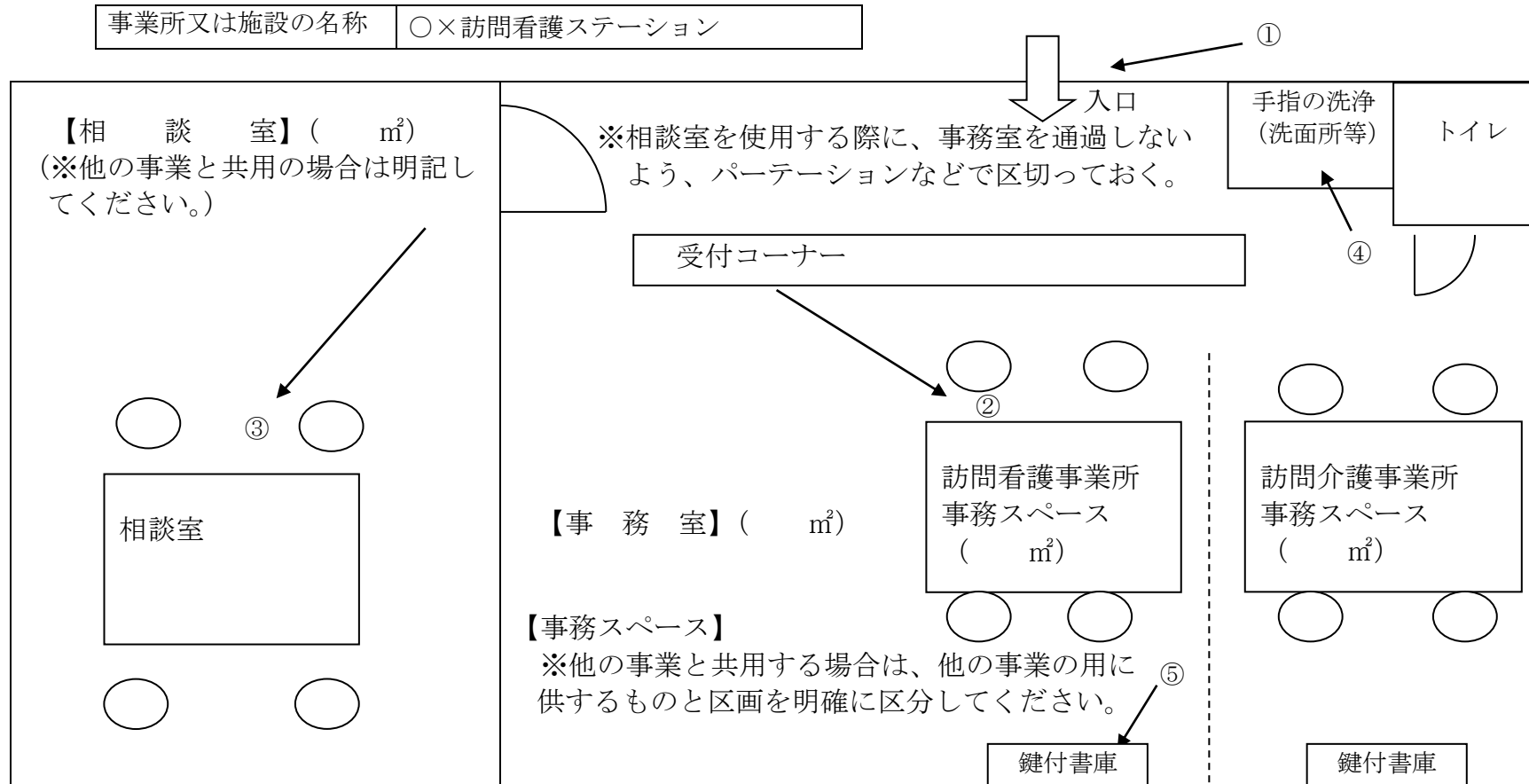
※ 事業主の皆様には、全ての法令を遵守していただきたいと考えています。社会保険・労働保険の適用が確認できない場合は、厚生労働省からの依頼に基づき、厚生労働省に情報提供いたします。

※ 社会保険・労働保険の適用促進以外の目的では使用いたしません。

【記入例】

(参考様式 3)

事業所の平面図



※ マル数字は写真の撮影方向を示す。

(写真撮影時の注意点) いずれも 1 枚で状況がわかりにくい場合は、複数枚撮影のこと。

○ 例中①・・・建物の外観と、事業所入口を撮影のこと。事業所入口は、看板・プレート等事業者名表示（以下看板等）も含め撮影のこと。（ただし、撮影時を除き、指定日までは看板等は隠す、上から紙を貼るなどして事業所名を表示しないでください。）

○ 例中②事務スペース・・・椅子の数や設備がわかるように撮影のこと。

○ 例中③相談室・・・椅子の数や遮蔽された状況がわかるように撮影のこと。

○ 例中④手指洗浄場所・・・洗面台等、水が流せる場所であって、消毒石鹸等を備え、感染症防止のため共用タオルは使用しないこと。それらの状態がわかるように撮影のこと。

○ 例中⑤鍵付書庫・・・ファイルが書庫の外から見えないような書庫であって、鍵付であることがわかるよう鍵を挿した状態で撮影のこと。

※上記の他、写真の追加を依頼することがあります。

(参考資料・運営規程について)

※ この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。(訪問看護と介護予防訪問看護と共用で使用可)

運 営 規 程 の 例	作成に当たっての留意事項等
△△△指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程 (事業の目的) 第1条 ＊＊＊＊＊が設置する△△△(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者(以下「訪問看護〔介護予防訪問看護〕従事者」という。)が、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態〔要支援状態〕の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。 (指定訪問看護の運営の方針) 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 6 指定訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。 7 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 8 前7項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年条例第58号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。 (指定介護予防訪問看護運営の方針) 第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟	※1 つのサービスのみを行う場合は、必ず不要な項目を消しておくこと。 ・「△△△」は、事業所の名称を記載する。 ・「＊＊＊＊＊」は、開設者名(法人名)を記載する。 ・「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年条例第58号)及び当該条例が引用している、 ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)を参照の上、事業の運営に関する基本方針及び基本取扱方針、具体的取扱方針を記載する。

性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 8 前 7 項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年条例第 58 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第 4 条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第 5 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 △△△
- (2) 所在地 堺市〇〇区〇〇町〇丁〇番〇号

第〇条 出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 △△△ 〇〇出張所
- (2) 所在地 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁〇番〇号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 6 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 看護師 1 名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員 〇名以上
 看護師 〇名以上
 准看護師 〇名以上

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

・所在地は、付表と同じ表記で記載する。（住居表示のとおりとし、区、町、丁、番、号、ビル名を正確に記載する。）

・出張所を設置する場合は、出張所の名称と所在地を記載してください。

※出張所の名称については、訪問看護の事業所名の後ろに出張所名をつなげるなど、主たる事務所との関係が分かる名称にすること。

・配置しない職種は消しておく。
なお、記載する場合は、併せて「勤務形態一覧表」にも記載が必要。

(3) 理学療法士 ○名以上

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。ただし、祝日及び○月○日から○月○日までを除く。
- (2) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。
- (3) サービス提供時間 ○曜日から○曜日
午前○時から午後○時までとする。
- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第8条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画書の作成及び利用者又はその家族への説明
利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載
(サービス内容の例)
 - ① 病状・障害の観察
 - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
 - ④ 床ずれの予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症患者の看護
 - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑨ カテーテル等の管理
 - ⑩ その他医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
- (3) 訪問看護〔介護予防訪問看護〕報告書の作成

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用料等)

第9条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第127号)に定める額(以下「居宅介護サービス費用基準額」という。)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業者を支払われる居宅介護サービス費〔介護予防サービス費〕の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に定める額によるものとする。

- ・ 営業日及び営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載する。
- ・ 利用者に対するサービス提供が可能な時間を記載する。

- ・ 百分率による割引率を設定する場合は、『利用料の額は、「指定～号) から○%を割り引いた額によるものとし、そのサービスが』と記載すること。
- ・ 複数の割引率を弾力的に設定する場合は、『利用料の額は、「指定～号) から別表のとおり割り引いた額によるものとし、そのサービスが』と記載すること。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。 (1) 事業所から片道〇〇キロメートル未満 〇〇〇円 (2) 事業所から片道〇〇キロメートル以上 〇〇〇円 3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。 4 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。 (通常の事業の実施地域) 第10条 通常の事業の実施地域は、堺市全域、大阪市××区、〇〇市の区域とする。 (通常の事業の実施地域) 第10条 通常の事業の実施地域は、堺市全域、大阪市××区、〇〇市の区域とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">出張所名</th><th style="text-align: center;">実施地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">△△出張所</td><td>堺市△△区、堺市××区</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">□□出張所</td><td>堺市□□区、〇〇市</td></tr> </tbody> </table> (業務継続計画の策定等) 第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (衛生管理等) 第12条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。 2 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、事業所の従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。 (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。 (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。	出張所名	実施地域	△△出張所	堺市△△区、堺市××区	□□出張所	堺市□□区、〇〇市	・自動車を使用する場合の交通費の徴収も、実費の範囲で設定すること。徴収しない場合は消しておくこと。なお、通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。 ・実費相当額の徴収については、重要事項説明書等に具体の金額を記載することが望ましい。 ・原則として、市町村単位（堺市、大阪市は区単位）で連続した範囲で設定する。 ※やむを得ず区より小さい単位で定める場合（河川や鉄軌道により分断されている等）は、町名一覧表と範囲を示した地図を運営規程に添付すること。 【出張所を設置する場合】 ・通常の区域は本体事業所と全出張所の実施区域を記載する。 ・出張所の名称と当該出張所の実施地域を記載する。
出張所名	実施地域						
△△出張所	堺市△△区、堺市××区						
□□出張所	堺市□□区、〇〇市						

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。 (緊急時等における対応方法) 第13条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。 2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。 3 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。 (苦情処理) 第14条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 (個人情報の保護) 第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者による介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については事前に利用者又はその代理人の了解を得るものとする。 3 利用者以外の者（家族等）の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。 (虐待防止に関する事項) 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。 (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に	・事業所で定めた緊急時の対応方法について記載する。 ※重要事項説明書及び事務所内掲示においては苦情窓口として事業所担当者、市町村担当課（堺市であれば各保健福祉総合センター地域福祉課と介護保険課）、国民健康保険団体連合会を記載しておくこと。
--	---

開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る (2) 虐待防止のための指針の整備 (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。 （その他運営に関する留意事項） 第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。 (1) 採用時研修 採用後○ヵ月以内 (2) 継続研修 年○回 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。 4 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。 5 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間（サービス提供記録は提供の日から5年間）は保存するものとする。 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は***と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。 附 則 この規程は、令和○年○月○日から施行する。 附 則 この規程は、令和○年○月○日から施行する。	・継続研修は、年度ごとに研修計画を策定したうえで毎月または数ヶ月に1回定期的の実施すること。また、年に1回は必ず高齢者虐待防止の研修を行うこと。 ・「****」は、開設者名（法人名）を記載する。 ・指定予定年月日を記載すること。 ・運営規程の変更を行った場合は、履歴を追加していく（変更年月日を記載する）こと。
---	---

(参考様式 6)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	○×訪問看護ステーション	申請書に記載した事業所名を記入してください。
申請するサービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置等

- ・相談及び苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設けている。

常設窓口：電 話 00-0000-0000 F A X 00-0000-0000

担当者：○○ ○○又は○○ ○○

※利用者にはこの内容の印刷物を配布し、周知する予定にしている。

- ・相談及び苦情の内容について、「相談苦情対応シート」を作成している。
- ・担当者が不在の場合、誰もが対応可能なようにするとともに、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いている。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行う。
- ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等(居宅介護支援事業者の場合のみ記入)

居宅サービスを申請する場合は、記入の必要はありません。

4 その他参考事項

- ・事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処する。

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記入してください。

記入例 業務管理体制の整備を届け出る場合

様式第1号

受付番号に記入する必要はありません。

受付番号

業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書

届出日を記入してください。

年 月 日

堺 市 長 殿

事業者（法人）番号欄は記入する必要はありません。

事業者 名 称 南瓦町株式会社
代表者職氏名 代表取締役 堺 一 郎

事業者の名称、代表者職氏名は登記内容等と一致させてください。

介護保険法第115条の32第2項（整備）又は同条第4項（区分変更）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

業務管理体制を整備し届け出る場合は、（整備）に○を付けてください。

1 届出の内容						
(1) 法第115条の32第2項関係 <u>（整備）</u>						
(2) 法第115条の32第4項関係（区分の変更）						
2 事業者	フリガナ名	ミナワマチカブシカイシャ 南瓦町株式会社				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号590-0078) 大阪府 堺市 堺区 南瓦町 3番1号				
		(ビルの名称等) ○○ビル				
		電話番号	072-2345-****	FAX番号	072-5678-****	
	法人の種類別	営利法人・社会福祉法人・社会医療法人・NPO法人・その他（ ）				
	代表者の職名・氏名・生年月日	職 名	氏名（フリガナ）		生年月日	
		代表取締役	カイ 一 郎 堺 一 郎		昭和十一年△月□日	
代表者の住所	(郵便番号590-0078) 大阪府 堺市 堺区 南瓦町 3番1号					
	(ビルの名称等) ○○ビル					
3 事業所名称等及び所在地	サービス名	事業所名称	指定（許可）年月日	介護保険事業所番号	所在地	
	別表のとおり					

次項の別表の記入要領をご覧ください。

事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種類別、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

4 介護保険法施行規則第140条の4の第1項第2号から第4号に基づく届出事項		法令遵守責任者の氏名（フリガナ）	生年月日
	第2号	サカイ ハナコ 堺 花子	昭和〇〇年十月*日
	第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要		
第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要			

- 届け出る事項について該当する番号全てに○を付けて下さい。
 ○ 第2号については、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
 ○ 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。
 添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。
 （注）添付資料については、（参考資料）に御留意ください。

5 区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課	
	事業者（法人）番号	
	区分変更の理由	
	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課	
	区分変更日	年 月 日

業務管理体制を整備し届け出る場合は、5の欄に記入する必要はありません。

連絡先	所属	××	メール アドレス	××@××.jp	電話 番号	072-〇〇〇-〇〇〇
	フリガナ	サカイ タロウ				
	氏名	堺 太郎				

届出先の行政機関から記載内容等についての連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入してください。

（別表）

サービス名	事業所名称	指定（許可）年月日	介護保険事業所番号	所在地
○ 介護予防、介護予防支援を含み、「みなし事業所」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業」を除いた事業所等を記入して下さい。 ○ 欄外に事業所等の合計数を記入して下さい。				

計 か所

5 訪問看護・介護予防訪問看護事業者の申請に必要な書類一覧(チェックリスト)

作成された申請書類及び添付書類の漏れがないかご確認の上、このチェックリストも一緒に提出してください。

事業所名		確認者氏名
確認欄	提出書類	備考
☐	指定（許可）申請書 ◆事業所所在地が、市街化調整区域・工業専用地域の場合、申請は受付できません。 ◆申請書の内容と法人登記事項証明書の記載内容に相違がないことを確認してください。	別紙様式第一号（一）
☐	訪問看護・介護予防訪問看護事業者の指定等に係る記載事項	付表第一号（三）
☐	【出張所を設置する場合】訪問看護・介護予防訪問看護事業を事業所以外の場所で一部実施する場合の記載事項	付表第一号（三）
☐	法人登記事項証明書（＝履歴事項全部証明書）（写し可） ◆申請にかかる事業を実施する旨の記載があることが必要です。 ◆発行から3ヶ月以内のものを添付してください。 ◆登記の目的欄に当該事業に関する記載が必要です。	
☐	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ◆法定労働時間を遵守してください。 ◆人員基準を遵守し、記載例を参照の上作成してください。	参考様式 1－1
☐	社会保険等加入状況確認票	別紙 1
☐	訪問看護員の資格を証明するものの写し ◆従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表に記載の氏名順に並べてください。 ◆職種による資格要件に必要な事項を証明できているか確認してください。	
☐	管理者の免許証の写し	
☐	平面図 ◆各室の名称に記載漏れはないか確認してください。 ◆専用の事務スペースは確保できているか、相談スペースはパーテーション等で遮断できているか確認してください。	参考様式 3
☐	写真 ◆カラー写真を提出してください。 ◆外観の写真、建物入り口から事務所までの経路がわかるものも必要です。	
☐	案内図	
☐	運営規程 ◆堺市の運営規程例を参考にしてください。	
☐	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ◆苦情処理台帳の整備、常設窓口、担当者の明記が必要です。	参考様式 6

☐	介護給付費（第1号事業給付費）算定に係る体制等に関する届出書	別紙2
☐	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※加算を算定する場合は別紙様式、誓約書（加算用）等の添付書類も必要。	参考様式8 訪看
☐	【出張所を設置する場合】介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	参考様式8 訪看（サテライト）
☐	誓約書	参考様式9-1
☐	【出張所設置の場合】サテライト用誓約書	参考様式9-9
☐	業務管理体制の整備に関する届出（提出先が堺市で、未提出の場合のみ）	様式第1号